平成２３年（フ）第１４７７６号
神奈川県藤沢市円行１丁目16―８―107
債務者　高橋　苗生
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７８０号
東京都豊島区長崎５丁目４―１―401
債務者　野口　　洋
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７８１号
東京都八王子市廿里町46―８―201
債務者　栗田　　寧
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７８２号
東京都町田市大蔵町2982―１―104
債務者　池野　一広
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３６号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目23番８―303号
債務者　波木井美喜子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２９号
東京都町田市小山ヶ丘３丁目28番地アパガーデンパレス多摩境317
債務者　大和田純子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３６７号
東京都町田市本町田2533番地公社住宅ハ１―502
債務者　渡邉　　健
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９３号
静岡県富士市岩本217番地の１リバティ岩本Ｂ―201号
債務者　秋山　清人
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１０８３６号
東京都板橋区上板橋１丁目６―９―303
債務者　佐藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２５号
東京都渋谷区代々木５丁目57―８―402
債務者　佐々木義人
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３７号
東京都江東区白河３丁目６―13
債務者　大塚　　章
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２８３号
東京都文京区小日向３丁目５―12―２Ｂ
債務者　仲田伊津子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３８６号
東京都杉並区本天沼３丁目10―15
債務者　伊藤　昌彦
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７３５号
東京都目黒区緑が丘２丁目24―３　コーポＡＢⅡ
債務者　星　　由香
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７３６号
東京都台東区橋場１丁目10―２―306
債務者　川田　聖代（旧姓杉崎）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３２６号
東京都練馬区北町１丁目26―４―105
債務者　伊山　辰徳
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部